

# 政務活動費のあり方検討会記録

1 日 時 令和4年12月20日（火曜日）

開 会 午前 10時00分  
閉 会 午前 11時45分

2 場 所 第4委員会室

3 出席委員 13人

座 長	松 尾 茂
副 座 長	織 田 伸 一
委 員	金 岡 貴 裕
//	柏 佳 枝
//	吉 田 修
//	金 谷 幸 則
//	押 田 大 祐
//	高 田 真 里
//	高 道 秋 彦
//	大 島 満
//	谷 口 寿 一
//	橋 本 雅 雄
//	村 石 篤

4 欠席委員 1人

委 員	飯 山 勝 彦
-----	---------

## 5 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

議会事務局長	渡辺 康裕
議会事務局次長	笠間 信行
庶務課長	大野 満
庶務課長代理	恒川 貴志
庶務課庶務係長	竹端 志織

## 6 協議結果について

### 1 私有車の利用における県内移動に伴うガソリン代について

提案者の富山市議会自由民主党から、前回の検討会での議論を踏まえて、改めて「市外を目的地とした視察であり、かつ富山市役所を出発し富山市役所に戻ってくる場合に限り、県内移動に伴うガソリン代を支出することができる」との提案があり、採決の結果、全会一致となった。

また、現在のガソリン代算出の規定である「1 kmあたり37円を乗じた額」について、具体的な金額の記載を削除し、「富山市旅費支給条例に準じる」旨の記載に変更することとした。

### 2 クレジットカードの使用について

クレジットカードの利用基準（案）を基に協議を行ったところ、自由民主党から、専用カードをつくることと最終的にカードを解約することについて、そこまで厳しくする必要はないのではないかとの意見があった。

しかしながら、他の会派は概ね合意している状況にあることから、改めて、検討会での議論を踏まえ会派で協議したいとの発言があり、継続審査とすることとした。

### 3 広報費（広報誌の発行）について

広報費（広報誌の発行）については、現時点では全会派が納得できる共通ルールやひな形の作成は難しい状況にあることから、継続審査とすることとした。

## 7 会議の概要

座長

それでは、皆さん、お疲れさまです。

ただいまから政務活動費のあり方検討会を開会いたします。

本日は、飯山委員から欠席との連絡を受けておりますので、よろしく申し上げます。

まず、本日の議事録の署名委員に、高田委員、谷口委員を指名いたします。

それでは、これより協議事項に入ります。

本日の協議事項は、お手元に配付のとおりです。

まず協議事項の1番目、私有車の利用における県内移動に伴うガソリン代についてであります。

前回の検討会では、提案者の富山市議会自由民主党さんから、県内移動に伴うガソリン代を支出する際の要件として、1つに、視察の場合に限るということ、2つに、富山市役所を出発して富山市役所に戻ってくる場合に限るという要件が示されておりました。

その上で、各会派の御意見を伺ったところ、公私の区別がつきにくいことから反対といった御意見や、基本的には賛成であるが、富山市内は認められないといった御意見が出ておりました。

賛否両方の意見がありました。意見を伺う中で継続して協議するべきといった御意見があったことから、採決により継続審査としたところであります。

それでは、提案者の富山市議会自由民主党さんから、もう一度改めて提案理由の説明をお願いいたします。

高田委員

ありがとうございます。

県内の視察等に関するガソリン代について、富山市議会自由民主党会派の意見を申し述べます。

目的地が富山市以外の富山県内の視察に限ってガソリン代を認めてはどうかという提案です。

今ほど座長からもお話がありましたけれども、条件として、目的地が富山市内の場合は含まないということ、現行のガソリン代規程のとおり、1キロメートル37円で計算すること、市役所を起点とすること、根拠の資料－距離ですね－はインターネットのルート検索などを使用することで認めていただいたほうがいいのではないかとということです。

今、県外に移動する場合のガソリン代は認められております。その場合も、行くときと帰ってくるときの富山市内に入った分も全体で

認められているわけで、富山県内だけが駄目というのはもう外していただいて、県内の他市町村への視察もいろんな有効な先進事例がいっぱいあるということで、県内のガソリン代を認めていただいたらどうかという提案であります。

よろしく申し上げます。

座長

ありがとうございます。

市内ではなくて、市外に限ったの県内視察について、市役所から出発して市役所に戻ってくる距離で具体的に1キロメートル37円と行ってくださいましたけれども、ただいまの提案を踏まえて、また各会派の御意見をお聞かせいただきたいと思います。

初めに、自由民主党さんから申し上げます。

押田委員

県内移動に伴うガソリン代については、私もここに書いてあるとおり、視察に限るということであったり、発着を富山市役所としている点で反対すべきことではないなと思います。これに関して言えば。

あと、反対意見で「富山市内は認められない」とあるところがちょっと引っかかって、市内でも目的地がしっかりしていれば視察だったら許されるのかなとも思うのですけれども、

例えばあわすのスキー場の何かを見に行こうということになれば、ここを始点にしてあわすのまで行くというのは許されるのか。あまりにも近くてというのはあれですけども、例えばせめて半径5キロメートル以上だったり、10キロメートル以上だったりであればそれでもいいのかなとも思いますが、それは皆さんとちょっと話し合っていて、基本的には県内移動に対するガソリン代は認めてもいいのではないかと思います。

座長 基本的には認めると。それ以上に、市外に限らずということで、距離によって認めてはどうかという意見だったかなと思います。

押田委員 そうですね。視察に限り。

座長 では次に、公明党さん。

柏委員 こちらに書いてある提案のとおり、視察の場合に限るとあるように、私的な行動との線引きがしっかりされた上で、しっかりと事前審査、事後審査もして、しっかりとした説明ができるようであれば、県内視察のガソリン代は活用してもいいと考えます。

座長 一応賛成ということによろしいですかね。

柏委員 はい。

座長 それでは、立民さん、お願いします。

村石委員 立民も、基本的には県内視察についても認めるべきだと思います。

それから、視察に行った行かないは、写真撮影をしたり、お会いした人の名刺を必ずつけるということできっかりとそこまで行ったという証拠が示せますので、そういう心配はないと思います。

したがって、2キロメートルがいいのか5キロメートルがいいのかという議論はあるかもしれませんが、基本的には市内の視察についてもガソリン代は認めるべきだと思います。

座長 今、視察先の写真の話が出ましたけれども、当然ですけれども、事前審査、事後審査、視察の内容はもともと視察内容としてしっかりと記載しなくてはならないので、そういった審査を受けなければならないというのはもちろん前提としてですから、大事なことをおっしゃっていただいたと思います。

距離についても、市内云々というよりも距離でいいのではないかという意見があったと思います。

それでは、共産党さん。

吉田委員

うちも同じです。要するに県内、県外ともに視察に限るということと最短コースですね。2か所の場合はどうするのか知らないけれども、認めていいのではないかと私も思います。

座長

概ね賛成ということになるかと思います。そうしたら、誠政さん。

橋本委員

今ふと思ったのだけれども、私はどちらでも、なるようになればいいかなと思っていますが、今さらながら言うのはあれなのですけれども、1キロメートル当たり37円を支出できると。そうすると、1リットルで20キロメートル走る車だったら、百六、七十円のガソリン代に対して740円を頂けることになって、そんなので本当にいいのだろうかという思いがあります。

県外支出は認めるとなっているけれども、県外って大体公共交通機関を使うのかなと思っていますし、車で移動するというのは本当に少ないのではないかなと。

ただ、全員で決められたならそれに従いますが、ちょっとそういう懸念材料があるかなとふと思いました。

座長                    そもそも県外の視察に関しては公共交通を活用するのが普通なのですけれども、公共交通を活用した始点の駅から本当の視察先までなかなか公共交通がない不便なところに関してはレンタカーなりを使用していると思いますけれども、そこら辺は県外だから車で行くというよりも、公共交通を使うほうが当然多いのではないかなと思いますね。

                          今、1キロメートル当たり37円がどうなのかという御意見だったかと思います。

                          そうしたら、谷口さん。

谷口委員            ○。

座長                    ○。

                          これでみんな言いましたね。

                          （「大島さん」と発言する者あり）

座長                    大島さん、すみません。

大島委員            ×なのですけれども、よりどころとしており

ました公明党さんが〇に変わられたという判断で……。そうだったのですね。

そうですね、やっぱり公私の区別がつけにくいということでは、×ではないものの、△ぐらいにしか気持ち的にはまだ整理がついていないのですが、私の反対によって進まないということであれば、また前回と同じように簡単にひっくり返るというのもあれですけども。

ちょっとやっぱり気持ちの整理がまだつかない。

座長

今、公私の区別がやはりつけにくいという御意見だったと思いますけれども、これに対して富山自民さんから何かありますか。

高田委員

事前審査、事後審査は当然やるわけですよ。その中で公私の区別がつかないというのがちょっと分からないです。

例えば、私たちが議員になる前に県か何かで、ガソリン代を公的な政務活動で使っていたと言っていたけれども私的なことに流用している人がいたという案件があったと思うのですけれども、それで多分このガソリン代が県外しか認められなく、厳しいものになったのだと思うのですね。

本来、富山市議会議員は、視察とかを除けば、富山市内での活動がメインだと思うのですよ。でも、市内はやっぱり何か私的な活動とか政務活動ではないことに使うかもしれないということで、厳しい目を継続させるのであればという前提で、私たちの会派では、市内が目的地は認めないという形でそこには一定の縛りを設けた上で、例えば富山市から交通の便の悪い県内市町村の現地に見に行かなければいけないというときに、公共交通機関を乗り継いでという大変な時間と不便さが伴ってくるので、こういう形で認めてほしいなということで提案させていただいています。

座長

大島さんが言われた公私の区別がつけにくいということですがけれども、今までの公私の区別がつけづらいというのは、要は、途中で寄り道をして、いろんなところに寄りながらといったことも距離数に入れてガソリン代を算出して、その経路がはっきりと見えなかった部分があったのかなと、過去のことでは、そういった点があったのかなと思ったのですけれども、今回の富山自民さんの提案は、市役所から視察先、目的地、それもしっかりと視察だと証明できることと、あと、視察先までの距離を検索してということなので、

正確な距離もしっかりと算出できるという部分で、過去の公私混同というか、分かりにくいということはクリアできたのかなと自分なりにもちよっと感じていたのですけれども、大島さん、どうですかね。

大島委員      あの、座長……

橋本委員      もともとこれに決めたのは、公私の区別がつかないということで、市内の支援者のところを回るときにもガソリン代を使っていたところがあったから、公私の区別がなかなかつかないということで×になったのです、この意味は。

支援企業だったり、支援組合だったり、そういうところでも燃料費を出していた、それが×なのだから、視察に関して言えば、それは全く問題ないと思っています。

だから、そのあたりは公私の区別はつくということで説明はつくのではないかなと思っています。

座長            一応大島さんの思いというのもちよっとお聞きしたいなと。

大島委員      いえ、座長がそこまでおっしゃるので、公明

党さん、前回×だったのが○に変わられたので、私だけ、使わない者が言ってもあれですから。

大分角の取れた△で。○でお願いします。

村石委員

大島委員の言われていることも分かるので、例えばタイムスケジュールですよ。市役所を何時に出て、向こうに何時に着いて、向こうで30分とか1時間視察したと。そのまま帰ってくるということで、タイムスケジュールを見ればどこかに寄っているということにはならないと思うので、しっかりと市役所を出発して、視察先に行って、そのまま直で帰ってくるというのがタイムスケジュールで…

（「飯を食うこともあるだろう」と発言する者あり）

村石委員

それは休憩時間でいいのですけれども、タイムスケジュールに休憩時間をしっかりと示せば、守られると思います。

吉田委員

高田さんも言われたけれども、×と決めたと  
きを私も覚えているのですけれども、ある議  
員が、これは県議会議員ですけれども、自分  
の後援会ニュースを配っていると。それを側  
溝調査だといって配っていたということが分  
かったときも含めて、それは駄目だろうなと  
いうことになったと思うのです。

だからそういう点では、視察という、市内で  
あれ、富山市以外であれ、どこであれ、目的  
が明確で、そこへ行ったことに限るというの  
は非常に大事かなと思います。

それと、コロナが収まれば問題ないのだけれ  
ども、ここ3年近くコロナ禍で、うちは今2  
人しかいないので本当は1人の車に乗ったら  
いいのだけれども、感染ということで別々に  
行こうということは今後あり得るよね。同乗  
した場合とか、その辺も含めて、詳細をちょ  
っと決めておかないとと思います。

座長

今、乗り合わせで行くべきなのか、個々で行  
ってもいいのかという新たなところも意見と  
して出されましたけれども。

金岡委員

今の件に関してと、あと、市役所の発着とい  
うのもどうなのかなと思う部分があって、例  
えば滑川市に視察に行くときに、水橋の押田

さんがわざわざ市役所に来て行くのかと。それだったら、精算するときに通勤距離を差し引いて計算するという方法もあるのではないかなという思いもあるのですけれども。時間的なロスと経費的なロスと、2つもったいない部分があるなど。

座長 今、市役所の発着ということでも議論が出てきたのですけれども、富山自民さん、何か。

高田委員 それぞれ皆さんの御自宅の住所をチェックしてやるわけではないとっていて、会派で集まって、何人かで一緒に市役所から出発する、これは県外の今認められているものも全部市役所が起点なので、ここは統一しておいていいものなのだと考えます。

座長 今、様々意見として出されたので整理しますけれども、まず市役所発着のことで、要はしっかり乗り合わせていくべきであるということだと思うのですけれども、そのことに関して御意見があれば聞かせてもらいたいと思います。

橋本委員 そもそも視察というのは、やっぱり同じところから出て同じところに帰るものです。だか

ら、それはロスかもしれないけれども、市役所なら市役所で決めなければならない。

座長 事務局から。

議会事務局参事 (庶務課長) すみません、ちょっと皆さんに確認をさせていただきたいのですが、運用指針の36ページなのですけれども、旅費についての考えを記載してございます。この表の下から3つ目の段落なのですが、交通手段とありまして、交通手段は原則として鉄道及び高速バスを含む路線バスを使用すると。これら以外の利用、タクシーやレンタカー、自家用車は、前記の交通手段がない場合や便数が少なく極端に利便性が悪く、行程の遂行に支障がある場合、最も経済的な通常の経路及び方法に合致しているか等の観点から比較するとなっているのですけれども、ここの考え方は変更がないということによろしいでしょうか。そうすると、最も経済的な通常の経路及び方法という話になってきますので、例えば市役所を拠点という話があったのですが、原則的にはそういうことなのだろうと思います。ただ、先ほど金岡議員がおっしゃったような、例えば押田議員が、乗り合いではなくて、お一人で水橋から滑川方向へ行かれるときには確かに最も経

済な方法ではないのかもしれないので、あくまでもこの考え方からいくと、原則は市役所発着だけれども、それ以上に経済的な経路、方法があればそれによるということなのかなと思うのですけれども。

それと、あくまでも視察に関しては鉄道及び高速バス、路線バス、これが原則だと、そこも変わりはないでしょうか。

（「原則ですからね」「原則は」と発言する者あり）

議会事務局参事  
（庶務課長）

交通機関がない場合や便数が少なく極端に利便性が悪い行程、そういう場合に限っているのだというお考えに変わりはないということであれば、これにのっとって、いろいろ考えていけばおのずと答えは出てくると思っております。

（「富山県内は大体どこに行ったらって便数が少ないからさ」と発言する者あり）

座長

自分の中ではそれは当然原則としてあるものだと思っていましたので、県内視察に関しては、逆に公共交通を利用して目的地がその近くにあることは全然なくて、やはり車で行

ったほうが利便性が高いことが多々あるのかなと思ってはいるのですけれども、皆さん、どうですか。

あと、先ほど橋本さんも言われましたけれども、市役所をスタートにして市役所に戻ってくるほうが当然分かりやすいということもありますし、原則視察とはそういうものだともおっしゃっておられましたけれども、自分の中ではそういったことでいいのかなとは思っているのですが、皆さんはどうですか、御意見。

（「課長、ちょっと違ったように見えたけど」と発言する者あり）

議会事務局参事  
（庶務課長） いや、基本的には一緒に、原則ということですよという確認をしたということです。

高道委員 それでいいと思っています。  
例えば、この辺りだったら富山駅から出発しますし、空港だったら富山空港から行っているので、私は大泉から近いから大泉駅から乗るかといったら、そういうことはないと思いますから、基本的にはそういう考え方なのだと思います。  
それと、今ちょっと気づいたのは、当然、自

家用車なりで出るときは、初めの計画をネット検索でやりますよね。ここからどこどこまで、例えば15キロメートルだから対象になるといったときに、それは帰ってきて、例えば急に何かあって寄り道しようとか何をしようとか、結局計画と実施は同じ数字で行くので合っていますよね。

(「はい」と発言する者あり)

高道委員 だとしたら、多少ルートを変更しても、要するに何か事故があって渋滞していたから迂回したとか、そういう実費精算ではないということだけちょっと確認しておきたいなと思っています。

座長 自分は今おっしゃったとおりかなと認識しておりましたので、距離ははっきりと最初から出ますので、実際に遠回りしようが何をしようが、距離としてはもう決まっていますので、視察としての距離になると思います。それを許してしまうと、本当に大島さんが心配されているような公私が分かりにくい事態になるわけで、今回富山自民さんが出されている案は、そういったこともしっかり立てているという部分で問題ないのかなと思っています。

どうですか、市役所の発着に関しては。金岡さん、どうですかね。

金岡委員 はい、大丈夫です。

座長 そうしたら、もう1つは、距離でいくのか、市内は認めないで市外でいくのかといった意見が出てきたのですけれども、富山自民さんとしてはどうですか。もう提案していらっしゃるから。

高田委員 うちの会派では、最初にお話ししたとおり、目的地が富山市以外の県内のところまで認めてほしいということで提案させてもらっています。

押田委員 先ほども言ったのですけれども、視察に限って、発着点が富山市で計画もしっかりしているのであれば、富山市と言っても広うございまして、ある程度の距離だったら認めていいのではないかと。手引きの37ページにも「2km以上の場合とし、市の基準に準じ」という項目もあるので、市内でもしっかりと計画が立てられるのであれば、この際、認めてもいいのではないかと思いますけれども。これは提案です。

座長 公明党さん。

柏委員 県内視察は考えていたのですけれども、富山市内は活用しないように考えております。

座長 市外のみということですね。

柏委員 はい、市外のみです。

座長 立民さん。

村石委員 37ページの項目に私有車に関して説明してあるとおり、やはり2キロメートル以上ということで市内でも可にしていただければと思います。

大島委員 今、ついでに市内もオーケーみたいな話が出てくるなら、私は反対します。  
やはりそういうふうに流れていくというのが嫌なのですよ。例えば南砺市の利賀村に行く場合は八尾から行ったら本当に僅かの距離なのだけれども、それは市役所から利賀村まで全部認めましょう、それはオーケーですけれども、最初に言ったとおり、市内は自分たちの面倒を見るというか、皆さんからお話を聞

く地域ですから、それは1キロメートルだろうと、大長谷辺りの奥の30キロメートルだろうと認めないという原則でいかない限り、やっぱりそういうふうに言うのだったら、私はまたちょっと角が立ってきます。お願いします。

座長 富山自民さんから……。一通り聞いたほうがいいかな。  
共産党さん。

吉田委員 市内をどうするかは、もう少しみんなでディスカッションしたほうがいいだろうと。大島さんの意見に少し折れかけたのですけれども。

座長 橋本さん。

橋本委員 特段、私はどちらでも。

座長 谷口さん。

谷口委員 市内も認めてもいいかなと思うけれども、大島さんの意見を尊重します。

座長 やはり市内は認められないのではないかという意見もあったわけなのですから、もと

もと富山自民さんの提案は市外に限る、市内は認めないという提案でありましたので、皆様、どうでしょうか。市内は認めないという方向でよろしいですか。

吉田委員

追加で、関連でいいですか。

やっぱり視察にこだわるということが非常に大事だと思うのですよ。例えば、細入地域で市政報告会をやるという場合は広報広聴費ではないですか。そんなものまで認めたら、ちょっとそれは視察とは違うわけで、そこは改めてみんなで確認を……。

（「それはそもそも視察とは関係ないだろう」と発言する者あり）

座長

それは視察ではないので当然認めない方向でしっかりと取り決めていきたいと思います。そうしたら、市内は認めないということで皆さんよろしいですか。反対の人はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

座長

そうしたら、富山市役所発着で。

（「市内は」と発言する者あり）

座長 いや、もう市内はとにかく認めない、市外に限ると。

そうしたら、今指針では行程が2キロメートル以上という文言があるのですけれども、ここはやはり市内は認めないということではっきりさせておきたいと思います。

大島委員 ありがとうございます。

座長 これではよろしいですかね。

逆にこの2キロメートルというものがどうしてあったのかなと気にはなっていたのですけれども。

そうしたら、もう1つおっしゃったのが1キロメートル当たり37円というところなのですけれども、これについては事務局にお聞きしてもいいですか。この37円というのは恐らく富山市職員の何らかのものから来ているのかなと思ったのですけれども。

議会事務局参事  
（庶務課長） すみません、ちょっと金額については定かではないのですけれども、基本的に我々本庁に勤務している者については、例えば自家用車のガソリン代とか、そういったものは認めら

れていません。市内の移動であっても、市外の移動であっても自家用車での移動は認められていません。

唯一、私の知る限りで言うと、学校の教員の方々については公用車等を特に用意していないものですから、学校の教員の方が、例えば教育委員会に来たりとか、ほかの学校へ行ったりとか、移動したりすることについては、基本的に市内の出張という形で、確か1キロメートル当たり37円という金額を用いてガソリン代を支払っていたと記憶しております。我々については、基本的には公用車が用意されているということでガソリン代の支給はないということであります。

座長

どうですかね。このことについて何か御意見ありますか。1キロメートル当たり37円について。

橋本委員

私から言ったことだから、私がまた言うのだけれども、私は特にこれにこだわってはいません。こだわってはいませんが、提案者も含めて、このことをみんなで認めたということだけは忘れないでほしいなと思っています。いわゆる、後ほど出てくるかもしれないし、これを忘れないで飲んでくれればよいと思っ

ています。

村石委員 大野課長が言われた中で、学校職場という話があったのですけれども、保育所とかも公用車は使われていないので、研修会に行くとかどこかを見に行くとか、細かいことですが、そういう職場もあります。

座長 座長の思いとしては、もし市職員としての在り方、決まり事があるのであれば、それに合わせたほうが非常に分かりやすくてよろしいかなと思っているのですけれども、現在、実際に1キロメートル当たり37円で実施されているのかどうかというのも正直、はっきりとは分からないですよ、現時点では。

議会事務局参事 今、この場では分かりません。  
(庶務課長)

座長 この場では分からないのですけれども、指針には1キロメートル当たり37円を乗じた燃料代となっているのですけれども、これを改めて市に準じた形に合わせて、1キロメートル当たり幾らなのかを決めたほうがいいのかと自分の中では思うのですけれども、皆さん、いかがでしょうか。何か御意見はありま

すか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大島委員 37ページの説明の中でも市の基準に準じと書いてありますから、多分そういう基準があって、県も多分そうだったのだと思うのですが、もし今、ガソリン代が高くなって40円だったら40円にすべきだと思いますし、やはりそれに準じたほうがよろしいかなと思います。

議会事務局参事 この会議中に調べます。  
(庶務課長)

大島委員 そうですね。そのほうがよろしいかと思えます。

座長 とにかく市の基準に準じるという方向性で進めていきたいと思うのですけれども。

谷口委員 そもそも指針に金額を入れなければいいのではないですか。それでいいと思います。変わったら変わった金額にしていくということでもいいと思います。

大島委員　　すみません、それは入れるべきで、変わった  
らまたそれを変えると。金額は入れておかない  
とまずいのではないのでしょうか。

谷口委員　　指針って、そんなにしょっちゅう変えられ  
ないではないですか。変わったときに全部変  
えるとなると、そのたびに指針を変えなけれ  
ばならないということになるから、「市の基  
準に合わせる」でいいのではないですか。

座長　　正直、指針を変更するのは非常に大変なこ  
とで、そのときの指針に書いてある金額で  
やるのか、市の基準に完璧に合わせるのか、  
どちらにするかということになると思  
うのですけれども、その都度、やはり  
市の基準にぴったりと合わせた形で  
算出するのであれば金額は入れ  
ないほうがいいのかと思うのです  
けれども。

大島委員　　分かりました。

座長　　そうしたら、反対の意見は  
ありませんか。

〔発言する者なし〕

座長　　ないようですので、そう  
いったことで決めて

いきたいと思います。後ほど、現在の燃料代を発表したいと思います。

そうしたら、概ね富山市議会自由民主党が御提案された内容のとおりで一応決着というか、皆さん、賛同いただけたということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長

では、そのように決定させていただきます。これは挙手をしっかりとしたほうがいいですかね。

賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

座長

全会一致ですので、そのように決定させていただきます。

あと、今この段階で、ほかの件もありますけれども、様々指針を改正していかなければならないということで、来年度からになりますので、その点は御了承いただきたいと思います。お願いします。

それでは、続きまして、協議事項の2番目に入ります。クレジットカードの使用についてです。

前回の検討会では、今後詳細なルール決めを行うことを前提に、クレジットカードの使用を認めることについて全会一致となったということでもあります。

そして、本日詳細なルールを検討していくに当たり、委員の皆様には、事前にクレジットカードの利用基準の案をお配りし、各会派において検討をお願いしていたところでもあります。

また、この利用基準（案）は、これまで委員の皆様から意見が出ておりました「ポイントを私的に利用できないように」というところに重点を置いて事務局に作成させたものでありますけれども、これはあくまでも検討を行うに当たってのたたき台でありますので、様々な御意見をいただければと思っております。初めに、利用基準（案）について事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局参事  
（庶務課長）

それでは、私からクレジットカードの利用についての取扱いのルールについて、今、座長がおっしゃいましたとおり、たたき台として用意させていただきましたので、その説明をさせていただきます。

今ほども言いましたように、これはたたき台ということです。

それで、クレジットカードのポイントの扱いにつきましては、まずポイントって何なのかというところを考えていく必要があります。これについては、全国市議会議長会の中では、預金利子と同様のもの、そういう考え方ではないかということです。当然全く一緒ということではないので、そういうものではないかという考えがあります。

また、この運用指針の中では透明性の原則ということも言っておりますので、そういった観点に立って、このたたき台をつくってあるということです。

最初に、クレジットカード利用の原則ということで、クレジットカードについては専用のカードにさせていただく。それを作成していただいて、支払い内容とかポイントの付与、利用状況を明確にさせていただくということです。それで、ポイントが誰にどう付与されているのかをはっきりさせるためにも、案として、クレジットカードは御自身の政務活動に要する経費の支払いにのみ利用できるものとするという形にさせていただいたということです。次の2番目、クレジットカードの選定ですけれども、これについては、委員の皆様から全議員または会派でカードを統一したほうがいいのではないかという御意見もあったところ

なのですが、ポイントのほかへの転用は認めない、私的利用を認めないという観点から考えていくと、特にカードの統一はなくてもいいのではないかと考えております。また、統一するということになると皆様の中で合意が必要になってくるので、今後改選で議員の方々が変わる中で統一するのはかなり難しいのではないかと考えております。

この専用のクレジットカードについては、もちろん新規に取得していただくこともあり得るわけですが、それに限らず、例えば皆さんがお持ちの既存のカードの中で使っていないカード等があれば、それを専用カードとされることも可ではないかと考えております。

続いて、3番目のクレジットカードの届出ということで、これもクレジットカードの利用が分かりやすいように、複数のカードを専用のカードとするのではなくて、やはり1枚に限定していただければどうかという考えです。そのため議長へ届け出ていただくという考えになっています。

4番目は当たり前のこととして、5番目です。5番目のポイントの利用ですけれども、基本的にはポイントはできる限り使っていただきたいということです。これは先ほど預金利子

と同じような考え方だと申し上げましたけれども、預金利子ということであれば基本的には政務活動費そのものと同じものになってきますので、預金利子の場合には年度の中で精算して返していただくことになってくるのですけれども、ポイントについては返すこともできませんので、その年度の中で基本的にはできる限り使っていただきたいということがあります。

それで、政務活動に要する費用にしか充てられないことになってきますので、ほかのポイントですとか景品に交換することはできないことにしてはどうかということでございます。続いて、6番目の会派による審査です。政務活動費の使用に当たって、ポイントを全額使用することによって政務活動費の利用がゼロ円になる場合も想定されます。そういう場合であっても、ポイントそのものは預金利子と同じで政務活動費と同じ扱いになってきますので、やはり会派による審査が行われる必要があると考えております。

次の7番目、審査伝票に添付する書類として、先ほど透明性の原則ということを申し上げましたが、その中では、証拠書類としてレシート、クレジットカードの利用明細書、各議員さんの口座の通帳の表紙及び該当ページの写

し、これらを添付していただければと考えております。

それで今回、クレジットカードのことでいろいろ調べている中で分かったのですが、ポイントの利用の仕方なのですが、例えば楽天のように物を買うときにその物に直接ポイントを充当できるカードもありますが、一方で、銀行系のカードですとカードの中でポイントがつきます。そのポイントを口座からの引き落としの時点でまとめて充当するやり方もできるということです。例えば複数の物を買って、買うときには実際に1万円とか5,000円という金額で払い、その金額で購入したことにするのですが、それを実際にカードの口座から引き落とされる段階でまとめて、例えば1万ポイント持っていて、支払いが1万5,000円だったと。全部合わせた合計の1万5,000円から1万円を引いて5,000円だけ支払うというやり方もできるのだそうです。

なので、そういうことを考えていくと、政務活動費の支払いに係る基準日は、口座振替の引き落としの日を基準にしてやっていく必要があるだろうと考えております。

それで、現在の指針の中では精算後払いの原則があるということですので、その後払いを

きちんと守っていくということで、口座引き落とし額に対してポイントが……すみません何を言っているのか分からなくなっていました。最後の引き落としの通帳、そういったもので確認をさせていただきたいという趣旨でございます。

次の8番目、ポイント履歴の提出ということで、ポイントは物を買ったときだけではなくて、例えばいろんなキャンペーン等によってポイントが付与されることもございますので、先ほども申し上げましたが、ポイントは基本的には使っていただきたい。年度の中で幾らポイントが残っているのかきちんと確認していきたいので、収支報告書にポイントの使用履歴が分かる書類を添付していただきたいということでもあります。

最後、9番目ですけれども、クレジットカードの解約ということで、議員でなくなられたときにはクレジットカードは解約していただきたいということです。それを証明する書類も添付していただきたいということでございます。

それと、先ほどの支払いの基準日の話なのですけれども、以前から、クレジットカードの使用に当たって、年度をまたぐ場合の基準をどうするか、それが1つの課題ということでは

議論していたかと思えます。それで、案が1、2、3とございまして、案1は、例えばカードを3月30日に利用されたと。ですが、3月のカードの締日が3月20日であった場合、3月20日締めのものについては4月までに引き落とされるのですが、3月30日に利用した引き落としが5月10日になった場合を想定しております。この場合の収支報告書等の手続についてどのようにするかということなのですが、皆さん御存じのとおり、収支報告書については4月30日までに提出しなければいけないということで、そうすると、先ほどの後払いの原則によりますと、5月10日に引き落としされますので、本来であればこの時点で事後審査の書類を切って、会派から皆様へ政務活動費が支払われる形になります。そうすると、4月30日を過ぎてしまっているので、収支報告書の段階では未払金という形で書類を提出していただきたいという案でございます。これは、以前御案内した金沢市がこういうやり方をしているということでございます。

案2については、何が案1と違うかということ、精算後払いの原則の例外ということで、4月30日前、口座から実際に引き落とされる前に会派から皆様へ政務活動費を支払います。

会派内で審査・承認を行っていただいて、事後審査の書類を4月30日までに切っていただいてお支払いするというのが案2になっております。ですが、本来の後払いの原則からは外れるので、その例外を認めるかどうかという案でございます。

案3については、4月30日までに引き落としが間に合わないものについては、クレジットカードの支払いを認めない、政務活動費の支出を認めない、収支報告書にはその分が載らないということでございます。

そのような案のどれにするのかについても御検討いただきたいということでございます。

説明は以上です。

座長                    そうしたら、まず何か質問としてあれば、お願いします。

大島委員              2番と9番で、クレジットカードをもし持っておられたらそれを使うと書いてありますが、最後、辞めるときはそれを返すということになると、たとえ持っておられても、やっぱり2番で新しいものを作ってもらわないと、精算ができないのではないかなと思うのですが。

座長                    精算ができない？

大島委員　　今まで持っていらっしやったのをそのまま使っていて、議員を辞めたらそれを返す、解約しなさいということになると、またそこで新しいものを作るということになるから、それは最初に作っていただいたほうがよっぽどいいのではないのでしょうか。

座長　　　　　個人的にもとということですね。

大島委員　　　そうです。

議会事務局参事  
（庶務課長）　こちらで想定しているのは、ふだん使っているものをそのまま専用カードにしてくださいということはないと思っています。今現在持っておられるカードで、中にはほとんど利用しておられないようなものをお持ちではないかなと思っています。そういったものを専用カードにされることは問題ないのかなと考えまして、今ほど既存カードでもよろしいのではないかと申し上げたところです。

大島委員　　　そういうふうに理解される方ならいいのですけれども、個人的に今持っているからそれを使っていいと誤解される方が多分おられると思うので、これはしっかり議会政務活動用に

別に作ってくださいと、逆に不要なものは解約してもらったほうがいいと思いますし、最後、議員を辞めるときは解約して精算するカードですと決めておかれたほうがいいのではないかなと思うのですけれども。

座長

自分の中でもというか、皆様にも当初、新規で作ったものを活用しようと言っていたのですけれども、自分の政務活動費専用カードなのだと議長にしっかりと届出をして、専用なのだということであれば、確かに新しくなくても問題ないかなと自分も考えまして、たえそこに1万ポイントぐらいポイントがあったとしても政務活動費でしか使えないということなので、政務活動費で個人の今までためてきたやつを使ってくださいと。だから、今まで個人で持っていたやつを政務活動費専用カードに移行しても特に問題ないという結論にはなったのですけれども、今、大島委員が言われたように、スタート時点の取決めも、もし新しい議員さんとか年配の先輩の議員さんとかが分かりやすいということを見ると、確かに新しく作ってスタートしようというほうが分かりやすいのかなとも思いましたけれども、大島委員、何かありますか。

大島委員 座長、今ほど個人で例えば1万ポイント持っているらっしゃって、それを政務活動に使うという話になると、政務活動の報告をしたときにいきなり1万ポイントここにありますよと立てないといけなくなるので、やっぱりゼロからのスタートでないと面白くないのではないのでしょうか。

座長 大島委員の言うとおりでした。  
そう考えると、確かに分かりやすいのはやっぱり新しく政務活動費専用カードを作ってスタートしましょうという方向でいくべきですね。そう思いますけれども、反対の意見があれば。

金岡委員 質問ではなくて会派としての意見を言ってもいいですか。

座長 そうしたら、皆さん、ほかに質問があったら。  
  
(「別にいいですよ、言えばいい」と発言する者あり)

座長 もう質問はいいですか。  
質問ではないのですよね。

金岡委員            そもそもになってきてしまうので。

座長                 そうしたら、質問がないようですので、その他、意見があれば。

金岡委員            先般の会議のときに、クレジットカードを作って使うという方向に関しては、個人的には前に進んだのかなと思って、いいと思っていたのですが、会派に戻って話をした結果、政府としても電子マネー決済を進めたりしていて、もうクレジットカードを使うのは当たり前になってきている中で、パソコンとかでもこうやって購入できるようになって、民間でもそういうものはもうルールとしてしっかりできている中、議会だけわざわざそのためにカードを作って、また、最後には解約するというルールはちょっと縛りが強過ぎではないか、そこまでする必要があるのかという問題と、ポイントに関しても、ほかの市議会では個人的に使っても一応大丈夫だという判例もある中、今回のこのルールの中でもポイントを一応政務活動に繰り入れて使ってもいいとなっているので、ポイントに関する考え方もそこまで厳しくしなくていいのではないかということと、もしそれでもやっぱり利息だという考え方があるのであれば、最後にそ

のポイント分は買い取るという方向でもまだいいのではないのかなという思いです。

座長

今言われた意見というのは、恐らくこれまでの議論の中で、ポイントの私的利用があるのであればクレジットカードの使用は認めたくない、反対するという会派がいたわけで、ポイントの私的利用というのがこれまで進んでこなかった一番の課題なものですから、もしそこまでおっしゃるのであれば、クレジットカードの使用はちょっと厳しいのかなと今話を聞いていて感じたのですけれども、今までの議論としてはそこが大事なところだったものですから、それをなくすために今、様々議論をしてきて、みんなの考え、整合性を集約してきたつもりだったものですから、どうですか。

金岡委員

今のは私的利用をすべきだという考えではなくて、一応その購入だとか、いろんな精算、政務活動に使ったものに対してポイントの活用はしていくべきだと思っています。私的にするものではなくて。  
ただ、そのためにあえてわざわざカードを作る必要まではないのではないかなということなのですけれども。

谷口委員 今カードを作れと言っているのは、新たに作る作らないというよりも、専用カードでないと使用が分からないという意味で言っているのだと思うから、それを分かりやすくするためにはやっぱり専用カードが必要なのではないかなと思うのだけれども。

大島委員 金岡委員の御発言の中でポイントは使ってもいいというニュアンスでおっしゃったのですけれども、今は、カードを使うためにはポイントも必ず使わなくてはいけないのと、残したらお金で精算をきちんとしなければいけないという決めの前提でカードをオーケーとなったと思っているのですけれども。それとプラス、電子マネーとかそういう決済ができるのであれば、そもそもその方が使いたくなければキャッシュで払われて、カードを使う必要はないと。そういう選択肢はあるわけで、必ずしもカードを作りなさいと言っているわけではないという前提でお話ししていただければいいなと思うのですが。

座長 クレジットカードを必ず使いなさいという議論ではないので、選択肢としてクレジットカードも使えるようにしていきましょう、その

中で、ポイントの私的利用は絶対にないようにしてくださいという意見があったものですから、私的利用を絶対に認めない、逆に専用カードとして、政務活動費としてポイントを使っていきましょうと。そのほうが市民の理解が得られるという方向で行っているかなと思うので。

橋本委員

いろいろとこの利用についての考え方をまとめていただいたというところがあります。ただ、ポイントポイントと、ポイントのことばかりを考えていると。私は本当にクレジットカードを使えるべきだと思っています。そういう方向性に持って行ってほしい。持って行ってほしいけれども、本当にいろんな足かせみたいなものがついてきて、これで本当に使いやすいのかなと、それならクレジットカードは使わなくてもいいやみたいなのが一番もったいない話だと思っています。

クレジットカードを使う利点をやっぱりしっかり生かしていきながら、あまりポイントにこだわる必要は私はないと思っています。

言ってみれば、先ほどのガソリン代の差額だって私的利用ですよ。それと何が違うのかなと思っていますよ。要するに、さっきのガソリン代の差額は絶対に浮くから、それをどう

するのかと行って、みんなもらうのでしょうか。それと一緒に話ではないのかと言いたい、私は。

だから、別にポイントを個人的に使えと言っているわけではないけれども、あまりにもそれにこだわり過ぎて大事なことを忘れていないのかなというところはもう少しできるのではないかなと思っています。

押田委員

意見全般でいいですね。

まず、そもそも2番のクレジットカードの選定で年会費無料ということからもう既に私はちょっと首をかしげるところがあるのですけれども、確実に年会費無料と言えるものが果たして存在するかどうか。私も年会費無料ですと作ったら、いつの間にか「今年度から頂くことになりました」と言われることはよくあります。

これはクレジットカードの性質にもよりけりなのでしょうし、そういう点でまた考えればいいのかなとも思いますけれども、あと、5番目のポイント利用に関して、「できる限りポイントの利用に努めること」となってくると、ポイントが切れそうだから何かファクス用紙でも買っておくかとか、そういう不必要な物を買うことになりかねない、疑惑を持た

れるような書き方はいかなものかなと。そうではないとは分かっているのでしょうけれども、そんなのだったら、もう逆に、クレジットカードの利便だけ取って、ポイントは個人で買い取ってしまえば、そのほうが早いのではないですかね。それがいやならやめれば、もうポイントの議論をしても意味がなくなるのではないですか。

座長

また議論のし直しになっているかもしれないですけども、ポイントの私的利用というか、今までポイントが課題で長年クレジットカードの使用ができなかったので、それを今、ポイントの私的利用ができないようにという方向でここまで議論を進めてきたものですから、そう考えると、年会費無料ということも、要は年会費を自分で払えばそれでいいでしょうという意味で言っていらっしゃるのかな。

押田委員

いや、年会費無料のもので作って、後になって年会費が出ましたという話になって、千何百円だけれども、払いづらいと思うのですよ。そこに千何百円、例えば1,500円だといいますよね。それをどこから投入するのという話になります。個人で投入するのか、政務活動費から投入するのか、それをやめて年会費

無料のものをまた作り直すのかという議論だ  
って出てくるではないですか。

谷口委員 年会費に関しては、入るときに本当に永年無  
料かどうかを調べればそれで解決すると思い  
ます。

押田委員 それが後々変わる可能性もあったもので。

（「いやいや、永年無料だから」と発言する  
者あり）

押田委員 そうですね。永年無料と言われて入ったもの  
が、3年ぐらいたったら払ってくださいと言  
われたことがあったものですから。

座長 そうしたら、自民党さんとしては、そういっ  
た意味ではクレジットカードは使用できない  
方向でと。

押田委員 いや、そうではない。

座長 そういうわけではない？

押田委員 自民党としては、クレジットカードでももっ  
と緩やかに、こんなにかっちりやり過ぎなく

てもいいのではないかと言いたいわけですよ。民間でもクレジットカードを使って精算しているところもありますから、カードを専用で作って、カードを何にしてという話って、基となるのは、先ほど座長が言われたとおり、ポイントが私的利用されるかどうか。もう最初からポイントがついたら買い取るぐらいの形にして、クレジットカードのメリットだけ利用させてもらう形にしてもいいのではないですかね。そうしたら、どこのカードだとかどこのカードではないとかという話だって、明細書さえ出てくれば分かる話ですよ。

谷口委員

ポイントはもともとおまけだからどうでもいいと思っているのだけれども、「できる限りポイントの利用に努めること」だから、例えばこれは切れてしまったら失効だからペナルティーも何もないと思うので、それはそれで最初に言っておけばいい話だし、あとは、そもそも全国の裁判例で個人でポイントを使ったから大丈夫という判例が出ているとは言ったものの、富山市議会は使わないから、とにかくクレジットカードを使うようにしようよとここまで話を決めてきたのだから、ポイントはとにかく会派で使うと決めて、とにかくクレジットカードを使うことから始めようよ。

座長                   ほかに何か意見。

金谷委員           富山自民からの見解をちょっとお話しします。前回は△でしたけれども、事務局さんにいろいろと調査していただいて、今これを見せていただいて、現在のこの事務局案は概ね賛成だと思っています。

特に、1番目の専用クレジットカードということ。それと、7番目の精算後払いの原則ということ。それと、8番目のポイント履歴の提出、これらは概ね今まで積み上げてきたものがクリアされていると認識しますので、この段階では○です。

それと、もう1ページに案1、案2、案3とありますけれども、これでいきますと、私らの考え方では案3が○だと思います。

以上です。

座長                   立民さん。

村石委員           基本的には、今ほどの富山市議会自民党さんの金谷委員と同じで、付け加えるとすれば、クレジットカードの選定の際に、使ったら使った分だけ金券で送ってくるようなカードもあるそうです。要するに、ポイントを金券

でくださいと言わなくても、ある程度使ったら金券が送られてくる。だから、そういうものではないことを確認した上でやればよいということで、使っていただきたいのが会派の気持ちなので。

あと1点、ポイント使用等のひもづけですね。当然どのポイントがどの支払いに充当されたのか分かるようにしてほしいということで、これは今のこの仕組みの中では分かるようになっていくということなので、カード利用については賛成です。

使う使わないは、議員個人だったり、会派であるわけなので、賛成です。

座長                   ほかに何か御意見。

谷口委員           今まで出た話とは全く別で、1番なのですが、1番の下のところ、「クレジットカードは、自身の政務活動に要する経費の支払いにのみ利用できるものとし、会派の共通経費や、他の議員の政務活動に要する経費の支払いには利用することができない」と書いてあるのですが、例えば視察に行くのにネットでチケットを3人分まとめて取りましたといった場合に、カードを3枚に分けて払うことはできないのですよね。これは会派の人がまとめて払

うということも当然あり得ると思うので、何に払ったかさえ分かれば、別にここまで縛る必要はないのかなと思うのですが。

そもそも政務活動費というのは会派に支給されたものであって個人に支給されたものではないはずなので。

座長                   これはカードの性質上、やはり個人個人のほうがいいだろうという方向で、あえて利用することができないという文を入れさせてもらったのが正直なところで、ちょっと分かりにくくなるなというところがあって。

谷口委員               でも、実際に取ってみたら分かると思いますけれども、ペアチケットなんかを取る場合、やっぱり大体まとめて取るのですよね。一々個人では、うちらみたいに小さいところはいいけれども、例えばたくさんいるところなんかはそれをまとめてやろうとなると、全部全員分のカードで払うとなると、それは大変だと思います。

座長                   大会派のほうはどうですか。

金谷委員               5人、6人で行く場合は旅行会社にお願いします。使いません。

谷口委員      そもそも今回はどうやったら安く使えるかというところだったので、旅行会社を使うのだったら最初から現金で払っておけばいいのではないかという話になってしまうので。

座長            今富山自民さんが言われたように、別に時々で考えて使えばいいことはいいのですけれども。どうですかね、皆さん。まとめて、要は個人個人で支払いをしてくださいということと考えてはいるのですけれども。

橋本委員      クレジットカードを使う利点は何だろう。やっぱり少しでも安く行ける、安くチケットを取ることができる、それによって、また市にお返しできるということが利点ではないのかなと。それこそ市民の皆さんに理解されるところであって、5人、6人だから旅行会社を使うと言ったら元の木阿弥で、もう全く利点もくそもないと。ちょっと言い方は悪かったけれども。

だから、市民の皆様はどう説明していくのかと言われて、こうだからクレジットカードを使うのだということになっているのに、やっぱりまとめて払うべきものは払えるということにしておかなければ駄目なのではないかな

と思っています。

座長                    そもそもまとめて払うことによって安くなる  
ということなのですかね。

（「ううん」と発言する者あり）

座長                    そういうわけではないでしょう。

谷口委員               ネットで取ろうと思ったときに、ばらばらに  
取ると、例えばエアーにしてもJRにしても  
……。

（「席が」と発言する者あり）

谷口委員               そういうこと。いろいろと不都合が出る場合  
もあるし、一緒に払ったところで支払い調書  
とか何かに誰々のカードで誰々と誰々の分を  
幾ら分払いましたと書けばそれで分かるので  
はないかなと思うのです。そのための報告書  
をつけるわけなのだから。

大島委員               おっしゃるとおりで、クレジットカードで予  
約するということは、まとまったものを安く  
まとまった席で取るというのが大前提なので、  
ここに、「自身の政務活動費」の前に「視察

を除き」と書かれたらどうでしょうか。視察に関するものについては、ほぼまとめてクレジットカードを使わないと意味がないと思います。

誰と行くのかはもう事前、事後でちゃんと分かっているわけですから、何人分の旅費が出たということで後で会派内で精算していただくほうが合理的だと思うのですけれども。

座長 今、「視察を除き」という文を入れたほうがいいのかということですよ。

大島委員 視察は個人個人でやると、谷口さんがおっしゃるように、席もばらばら、安くもならないということになると思うのですけれども。

橋本委員 もうそれしか団体で取ることがないから。

座長 今の意見、そもそもまとめてクレジットカード、要は1人分で支払うということですよ、個人のもので。今のポイントの使い方の考え方でいけば個人のポイントがそこだけにたまることになりますけれども、政務活動でまた使うだけのことなので、そういった点ではクリアできているのかなと思うのですけれどもね。何か御意見はありますか。

要は、今おっしゃったように、視察のときの旅費というか、ホテルのセットというか。

谷口委員　もう1つ、共通経費にも使ったら駄目と書いてあるのだけれども、共通経費に使ったら駄目な理由って何なのだろう。

座長　ほかの共通経費といったら、新聞代とか。

谷口委員　あくまでも個人のカードを使って個人の通帳から一旦落ちるけれども、結局、政務活動費を会派として使っているのだから、最終的に個人の通帳から落ちるまでどっちみちお金をもらえないのだから、誰ので使おうが落ちるまでもらえないのだから、あまり関係がないと思うのだけれども。銀行口座から引き落としをする前に会派の通帳からお金をもらうシステムだったらまた話は違うけれども、それは駄目ということが先ほど決まったのであれば、別に誰のカードで切っただろうが関係ないのではないかなと思うのだけれども。流用のしようもなければ。

座長　専用カードがあって、通帳は個々の通帳になりますよね。その通帳の写しもつけるということを見ると、証明できないわけではないで

すからね。それは問題ないのかなと思うのですけれども。

議会事務局参事  
(庶務課長) 谷口委員の意見を否定するつもりではないのですが、共通経費については、基本的には会派から債権者に直接口座振込をするという考え方だと考えておりますので、クレジットカードを使うことを考えていなかったというのが正直なところです。

谷口委員 今クレジットカードが使えるようになったのだから、クレジットカードで払えばいいわけですよ。今まではなかったルールだから、今クレジットカードが使えるようになったから、オーケーになったのですよね。

議会事務局参事  
(庶務課長) 今まではその必要性がなかったということです。

座長 ちょっと想像ができなくて。会派の通帳がありますよね。会派の通帳があって、個人の通帳があって、要はクレジットカードはもう個人の通帳のひもづけになってしまうのですよね。会派の共通経費はその共通経費の通帳から支出しなければならないという決まりはないのでしたっけ。どうですか。それは大丈夫

なのかな。

谷口委員 共通経費は面倒くさいから置いておこうよ。

大島委員 会派でクレジットカードを代表で持てるようになればこういう問題も全部解決するのですが、それはまだどこもできないという御回答なので、それができるまでは、この問題はやはり今までどおりシンプルに会派の通帳からやっていたかかないと、また後に影響が出てくると思いますので、旅費に関するものだけは例外的に認めるということはどうかなとは思っているのですが。宿泊、ホテルですね。

座長 認めていいものなのかもちょっとね。皆さん、何か意見はありますか。  
問題はないなと思いつつも。

（「認められない理由」と発言する者あり）

〔発言する者なし〕

座長 大丈夫かな。特に意見はないですかね。  
2番目から今まで議論してきて、専用カードということでは皆さんオーケーなのかなと思ったのですけれども、新規に作るか作らない

かという部分でちょっと反対意見はあったか  
と思いますけれども、その点について自民さ  
ん、どうですか。新規に作るというルールに  
何か問題があるのかなと。

押田委員

私らの会派の中では、そこまでしなくても、  
もうちょっと性善説に基づいてやればどうだ  
という意見が強かったものですから、新規で  
と言われると一遍持ち帰らせてもらわないと。  
会派の意見ですから。

谷口委員

大島さんが言われた新規というのも、はっき  
り分からせるという意味では間違いないと思  
うのですが、専用にするということと、辞め  
た後は解約するというこの2点さえしっかり  
と守ってもらえれば、新規でなくてもいいの  
ではないかなと思うのです。要は、入りと出  
がはっきりしていればいいわけなので、そう  
すれば解決できないかなと思うのですよ。

座長

どうですかね。

大島委員

そのとおりで、ポイントをすっきりさせて、  
ゼロから今までのものをこれ専用で使うと言  
えばいいと思います。お持ち帰り禁止という  
ことで、ひとつよろしくお願いいたします。

座長

谷口委員、提案者でもありますし、言っていたいただきましたけれども、要は専用カードとして作る、専用カードとすると。それで、議長にしっかり届出をする、このとおりですよ。ということと、ポイントの使用に関しても、反対意見があったポイントの私的利用を一切なくすような体制にするということ、また、最後の最後は、残ったポイントも私的利用させないためにそのクレジットカードは破棄していただくというか、解約していただいて、証明すると。ここが、今まで議論してきた中での課題としてクリアできているのかなとは思ってはいるのですけれども、あとは、引き落としのことでもう1つ議論はありますけれども、この体制について、特に自民さん、どうですかね。

押田委員

うちは、先ほどから同じことを繰り返しますけれども、専用カードを作ることと、解約して消失するというところに疑問符を持っている会派なので、この場でどうしてもどうぞとは決めかねます。

座長

でも、ポイントを私的利用させないためにそういうところまで今まで議論をずっと深めて

きて、そういう方向性にまとめさせていただいたのですけれども。

押田委員 気持ちは分かります。

橋本委員 9番のことね。私もここまでする必要があるのかなと思っています。本当に、言ってみれば、円満退社された方は問題ないのかもしれないけれども、突然亡くなったりしたら、こんなもの、誰にどう証拠書類の提出を求めるのか。

（「遺族です。それは当然です」と発言する者あり）

橋本委員 御家族の方に、証拠を持ってこいと言って？

座長 そうですね。

橋本委員 俺が家族だったら絶対に出さんわ。  
それともう1点、いいですか。この文言を削除してくれたらありがたいなと思ったのは、5番のポイントの利用の「できる限りポイントの利用に努めること」。使おうが使うまいが自由にしてくれればいいなと思っています。これだけの事務処理を考えたら、ポイントを

使わないほうが楽ではないかという気もするし、とにかく私的利用が駄目というのだったら、ポイントを使わなければそれで済む話だから。そういう理由ならね。だから、それだったら、この文言で言ってくれたら、使う場合は申請してどうぞ、使わない場合は別に使わないで、最後、残ったものは捨てましたよでいいのではないかなと思う。

座長

正直、ポイントを使ってもらえれば、そのポイントが今どれだけあってという証拠というか、ポイントをためるだけためたら、どこまでためてどうなっているのかという部分で、証拠の履歴は出すことにはなるのですけれども、それだったら、市民に喜んでもらえるのは、少しでも安くなるならポイントも政務活動で利用して、あくまで使うことに努めるといふ言い方のほうがいいのかなというのが僕のポイントなのですけれどもね。

橋本委員

最後にそのクレジットカードを解約して、残っているポイントは全部あからさまにするのだったら、どれだけ残っていようが関係ないのではないかなと思っています。とにかく使おうが使うまいが、ある意味、もう自由にしてもらったほうが、「できる限り」という文

言を抜いてくれたほうが私はありがたいと思っています。

座長 要は、できる限り使ってくださいというだけであって。これを入れておかないと、ポイントを使わないでくださいというか、ためるだけためて最後に破棄してくださいというほうがちょっとおかしいかなというか、怪しまれるかなということなので。

（「では、そういう理解で」と発言する者あり）

座長 使うときもあれば、確かに使い忘れることもあるので、できる限りポイントを使っていきましょうと。使わなければ駄目ですというわけではないので。

橋本委員 分かった。その理解で分かった。

座長 今のこの詳細を根本から、特に富山自民さんは会派の意見として実際にはちょっと反対なのかなという感じも……。

（「富山自民ではなくて自民」と発言する者あり）

座長 自民さんね。自民さん、どうですかね。

押田委員 いや、反対というのではなくて、専用カードを作っただけというのと消失させてまでというところで、会派内では理解が得られていない。今の案の段階では。今のこの話合いをもって、大勢がそうでしたという話になって、もう1回どういう意見でまとまってくるか、やっぱり会派に持ち帰らせていただきたい。

座長 そうしたら、その他の方はどうですかね。専用カードを使って、ポイントの私的利用をできないような仕組みをつくったということ、また、最後に破棄するという。一つ一つ賛否を取ったほうがいいのかな。何かほかに、橋本委員とか、自民さんもいろいろと御意見、納得できないこととかを言って、富山自民さんは、先ほどおっしゃったとおりですね。公明党さんは何かありますか。

柏委員 公明党としては、以前は×で出していたのですけれども、いろいろ皆さんと協議する中で、クレジットカードを使う方向で今考えています。

議会事務局の提案の中で、専用カードの作成

ということで、そういう方向でしていただいて、あとは、ポイントの利用としても、政務活動に要する費用だけに限定するということが公明党会派では考えています。

7番の精算後払いの原則ということで、議会事務局の案に概ね賛成だと考えております。

座長 概ね賛成だということだと思うので、今の現状であれば……。事務局から。

議会事務局参事 (庶務課長) 先ほど、押田委員さんが年会費の話をおっしゃったものですから、ちょっと確認をしておきたいと思います。

もし年会費のかかるカードに加入した場合なのですが、今の指針でいくと、それに政務活動費を充てられるかどうかかなりグレーかなと思っていまして、指針の38ページに会費負担金とあるのですが、各種団体の主催する会議、意見交換会等に参加するための会費、年会費及び出席者負担金等の全てについては支出することができないと書いてある。カードの年会費はこの会議、意見交換会等に参加するためということではないのでしょうか、ここでこう言っているのが難しいのかなと思ってます。

それで、年会費については見られないという

ことがあるものですから、無料という形にしたほうが分かりやすいのかなという思いでここは年会費無料のものとしたのです。

先ほどから、押田委員さん、例えば年会費はどう払うかという話もありましたけれども、御自身で負担する場合ならいいのではないかと私は思ったのですが、そのあたりは御議論いただければどうかなと思っております。

あと、金谷委員さんから、年度またぎの話で、案1、2、3とお示ししましたけれども、案3の場合が可であるというお話であったかと思えます。それはそれで御意見ということなのですけれども、案3の場合、例えばですが、新聞ですとか、定期購読しているような書籍とか何かがあった場合に、可能性の問題ですけれども、3月分の支払いが5月になる場合もあり得るのだと思えます。そうすると、年間購読の中で3月分だけが政務活動費を充てられない、本当に可能性の話ですが、そういう場合もありますよということは御了承いただければと思っております。

座長

今のは、新聞だとかそういった経費は当然認めないということなのでしょうけれどもね。そうしたら、今ここでもう議論していてもどうしようもないというか、会派に持ち帰りたい

いということなのですけれども、そもそもの専用カードのところからなかなか同意を得られていないということで、今のところ、根本的にクレジットカードの利用については正直難しいかなと思っております。

細かいところでの合意は何とか図れそうな感じはしたのですけれども、専用カードが駄目というところでちょっと厳しいのかなというのが正直なところであります。

皆さん、どうですかね。そもそもの専用カードという部分で。

（「2つだけで」「そこは2人だけ」と発言する者あり）

村石委員 私たちはいいですよ。

座長 そうですね。でも、実際に1つの会派だけかもしれないのですけれども、やはり今決定することはできない状況なものですから、その根本をクリアしないと議論も何も進まないかなと思いますので。

押田委員 今皆さんの話を聞いていると、大体市議会全体がカードを使いたいという雰囲気はしっかりと受け止めました。

委員として会派に持ち帰ったときに、こういう流れであるということもちゃんと説明していこうとは思いますが。

それ以上のことは言えませんが、できるだけ意に沿えるような形でお話をしてくる所存です。

以上です。

座長 クレジットカードも、全てそうですけれども、全会一致をやはり基本にしてしっかりと進めていくべきだと思いますので、当然それぞれの思いはいろいろあると思いますが、まずは、どうやったら全会一致での使用が可能になるかということをもたしっきり議論していきたいなと思っております。

大島委員 この表でいくと、共産党さんは×なのですが、御発言がないようなのですけれども、どういうふうに、お持ち帰りでよろしいのかどうか。

吉田委員 前回○に転じたのよ。

大島委員 転じたの？角が取れたわけですね。

座長 ○になっていますよね。  
これは前のまま更新していないので、前回○

になっけていても、最初の段階なので。

吉田委員 立憲さんと一緒に〇で。

（「これ、一応全部〇になったのではないの？」）と発言する者あり）

座長 そうそう、全部〇になったからこれをやっているわけで、クレジットカードの使用を全会一致で一度はその方向性で決めたことなので、一応課題とかも整理してきたつもりではあったのですけれども、もう少し議論が必要だということ、今日はこの程度にしたいと思います。

次に、協議事項の3番目に行きます。

広報費（広報誌の発行）についてであります。お手元には、今年度の検討会で委員の皆様からいただいた意見を一部抜粋した資料を配っております。

前回の検討会では、広報誌をパターン化するという提案に対して議論が平行線をたどっていたということで、私から2択で意見を伺いました。1つは継続審査、この後も継続して議論をしていくということと、もう1つは、残念ながら、現時点では意見の統一が見込めないことから、各会派が指針にのっとなって責

任を持って対応していくということです。  
この2択については、採決を行うまでには至りませんでしたけれども、協議を行う中で、このまま何も決まらないのであれば、広報誌には政務活動費を使用できないようにしてはどうかといった新たな意見もありました。  
改めて、会派での検討をお願いしたところがあります。  
改めて、順番に各会派の御意見を伺いたいと思います。  
初めに、富山自民さん。

高道委員

前回自民党さんからはパターン化、共産党さんからは共通ルールということが提案されておりましたけれども、うちの会派といたしましては、現段階ではどちらとも別に反対はするものでありませんけれども、何か少し具体的な提案内容がイメージできる案でもあれば、今度は補足提案していただければいいのかなということで、こいつは継続審査でいけないかなと思っています。

座長

提案者にまた具体的な提案を示していただいてということで、今回に関しては継続審査というのが富山自民さんの意見だと思います。  
自民党さん。

押田委員

本当はうちのほうからこれに関して提案をしているのですけれども、今までの意見の中で、パターン化、いわゆるひな形を作ればどうだという話もありましたが、前回の議論の中で、訴訟ももしかして抱えるかもしれない中で果たしてパターン化が責任を持ってできるのかどうか。例えば私どもでやったとしても、この検討会全体でパターンを作ったとしても、逆に、さらに事務局で作ったとしても、訴訟を抱えたままでパターン化できるのか、いわゆる誰が責任を持てるのかということになると、実際、誰も責任を持ってないのが現実です。もうここまで来ると、なかなかパターン化しづらいという結論に至っております。

ですから、ここにパターン化、たたき台を基にと、今高道委員の言われたとおり、何か案があればという話があったのですけれども、その案すら出しづらい現状が今見えてきたような気がします。

しかしながら、市民の方々に自分たちのいろんな考え方をお伝えするというのは議員の役目でもありますので、広報誌に関してはやらないという意見ではありません。

ですので、言葉は悪いかもしれませんがけれども、もう会派の責任において動き出していた

だくしか今のところないのかなというのが現状です。

という意味では、詳細な部分では今までどおりまた詰めていかなければいけないので、継続審査という形を取らせてください。

座長

ありがとうございます。

次回までの議論の問題点を言っていただいたと思います。

では、公明党さん。

柏委員

今、公明党会派では、広報誌については年4回、各自が自費で作っている状態なのですが、もし政務活動費を使って作るのであれば共通のルールをつくるのが望ましいと思います。現時点ではみんなが納得するルールをつくるのはなかなか難しいのかなと感じていますが、ここで区切らずに、このまま継続していけたらいいのかなと思います。

座長

立民さん。

村石委員

基本的には自由民主党さんと同じような意見です。どういうことを決めても、訴訟になると、絶対に負けないというのは、今全国の政務活動費を使った広報誌を見ても、そういう

ルールはなかなか難しいということはありません。

ただ一方で、これまでいろいろ議論したものを踏まえて、会派の責任で広報誌を作成することは私たちはやはり必要だと思います。市民にいろいろなことを知らせていく、市民からいろいろな声を聞くということから考えると広報誌を出すことは必要であると思うので、最低限こことここは気をつけましょうというルールにして、継続審査にしたほうが良いという具合に思います。

座長 結論的には、継続審査ということですよ。次に、誠政さん。

橋本委員 今まで全員継続審査で来ているから、私もこのまま継続でお願いします。

座長 共産党さん。

吉田委員 広報誌は出すべきだということで、今日実は事務局に9月定例会の市議会だよりを渡してあるのですが、私が配るのもおかしいので事務局に。

〔資料配付〕

吉田委員 年4回の議会、全部は出していない。今回は6月と9月の合併号なのですけれども。私のところは、私のところなりにパターン化してワンパターンなのですけれども、あくまでも議会でどのような質問をして、どのようなことが論議されたのかと。写真は大体7枚分ぐらいでせいぜい一段と。しかも議会事務局に本会議で撮っていただいた写真しか載っていないと。名前も特別大きくは載せない。まさに議会報告という形で、それ以外のことは一切載せないということに徹していますので、事務局にも聞きたいのだけれども、これだったら裁判になったら負ける中身なのかどうかというのは、負けないと思っているのだけれども、議会報告という形で……。

座長 それは事務局は関係ないので。  
どうですかね。やはり継続して、パターンといたらあれですけれども、追求していくとか、そういう方向を願っておられるということではよろしいですかね。  
そうしたら、谷口さん。

谷口委員 指針があるのだから、指針どおりにやっていたらそれでいいと思うのですけれども。

座長 大島さん。

大島委員 継続審査で。裁判の行方を注視しております。

座長 ありがとうございます。  
委員の皆さんから継続審査ということで、最終的に大島さんも裁判の行方と言いましたけれども、実際には本当にそういうところなのかなとちょっと苦しい部分はあって、やっぱり共通のルールが必要だというのは分かっているのですけれども、実際そこまで踏み込んでということができなくて、かといって、丸投げで自分たちの責任で勝手にやってくださいというわけにも正直いかないので、今期中はもう無理ですけれども、やはりこういったことは継続してしっかりと議論して、裁判の行方というか、世の中も見詰めながら、やはり継続で、頑張っって共通のルールに向かっていくしかないというのが正直な結論なのかなと思っておりますので、皆さん、継続審査ということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 では、そのようにまとめさせていただきます。

事務局から。

議会事務局参事  
(庶務課長) 先ほどのガソリン代の件でございますが、調べましたところ、富山市の旅費支給条例の中で、車賃として車賃の額は1キロメートルにつき37円とするという規定になっております。実際に適用しているのは、学校教職員一教職員は県で記載されているので対象外なのですが、用務員ですとか調理員、あとは、先ほど村石委員おっしゃいましたように、保育所の保育士、市職員、それとあとは、地区センターの職員も適用されているということだそうです。

ということで、旅費支給条例での規定なので、先ほど市の基準に準じということでしたが、例えば「旅費支給条例に準じ」という形で規定すれば、もし金額が変わっても、これは条例改正で議会に上がっていきますので、分かりやすいのかなと思います。

座長 皆さん、それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 では、そのように決めさせていただきます。

谷口委員      せっかくここまで話が進んできて、結局今日、クレジットカードは何も決まらなかったもので、持ち帰りになったのですが、ここまで全会一致で使うと決まったのであれば、来年度から何としても使えるようにしていきたいので、この検討会をあまり間を置かずに早急にまた開いて、決定してほしいのですが。

（「異議なし」と発言する者あり）

座長            ちょっと今、いつということは言えないのですけれども、1月はもちろんやろうと思っていたのですが、それで間に合うのかどうか。要は指針の改定も含めて話をしていかないと、来年度からそういう意味でスタートをしたいなという思いはあったので、今はっきりと日程はどうとは言えないのですけれども、そういう思いで取り組ませていただいておりますので、また皆様に御案内を差し上げたいと思います。お願いします。

谷口委員      なるべく早急をお願いします。

座長            以上で、政務活動費のあり方検討会を終了させていただきます。

本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。  
ました。

令和4年12月20日  
政務活動費のあり方検討会記録署名

座 長 松 尾 茂

署名委員 高 田 真 里

署名委員 谷 口 寿 一